

県における今後の対応

〈今後の対応〉

<p>1 妊娠・出産期における支援者の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産期の支援を主として行う保健師等に対して、妊産婦の状態についてのアセスメントや支援方法についての研修を行います。 ・虐待防止の視点で連携を強めるため、身体やメンタルヘル스에配慮したケアについて、医師、助産師、保健師、児童相談所等の妊娠・出産期の支援に関わる専門職が合同で参加する研修を行い、スキルアップと相互の連携を深めます。 ・市町村要保護児童対策地域協議会担当者に対し、検証結果を踏まえ、妊娠・出産期の支援の必要性について研修を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク事業 ・市町村妊娠出産包括支援推進事業 ・市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会 <p>【事例1提言①関連】</p>
<p>2 妊娠・出産期における支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医療機関がスクリーニング等を活用し、支援が必要な妊産婦を把握し、妊婦連絡票を活用し、市町村の支援につなげる体制を整備します。 ・市町村の子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、市町村が訪問等による全妊婦の出産前の状況を把握し、早期支援を行うため、センター機能の充実を図ります。 ・妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、助産師による電話、訪問、来所相談、子育てサロンの開催を行います。 ・乳児のいる家庭への全戸訪問や養育支援が必要な家庭への訪問、子育て中の保護者の悩みを聴くホームスタート事業など、市町村が行う子育て支援事業を支援します。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦連絡票等活用事業 ・子育て世代包括支援センター機能充実事業 ・産前産後支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・家庭訪問型子ども支援事業 <p>【事例1提言①、③関連】</p>
<p>3 妊娠・出産期における必要な支援についての広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予期しない妊娠や産後うつ等の妊産婦のメンタルヘルスに関する知識・相談窓口に関する普及啓発のため、リーフレットや教本の内容など、効果的な方法の開発を大学等の専門機関に委託して行います。 ・作成したリーフレット等を関係機関に配布するとともに、各種研修で活用し、普及啓発を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における虐待防止普及啓発促進事業 <p>【事例1提言②、④、事例2提言①、②、③、④関連】</p>
<p>4 支援につながりにくい当事者に対する適切な相談支援、相談窓口等の広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・189（児童相談所虐待ダイヤル）の普及啓発を行い、広く相談窓口を周知します。 ・予期しない妊娠や性や心の問題など、女性特有の健康に関する電話相談を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止普及啓発事業 ・女性のミカタ健康サポートコール等事業 <p>【事例2提言②、③、④関連】</p>
<p>5 子どもや若者に向けた普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における性に関する指導は、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領に基づいて、各教科等との関連を図り、学校の教育活動全体を通して計画的・継続的に行います。 ・各学校における指導の充実を図るため、性に関する指導の必要性や県教育委員会発行の「性に関する指導の手引」の活用について、養護教諭対象の研修会等で周知します。 ・性に関する指導は、自他のいのちを大切にする心や、自尊感情を育てるとともに、望ましい人間関係を築く能力の育成など広義の概念として捉え推進を図ります。 ・人権教育については、性的指向や性自認、女性の権利等の視点を大切にしながら、地域・保護者・学校が連携して取り組むことができるよう推進地域を設けて指導の充実を図ります。 ・学校において性に関する指導を行う際には、保護者との共通理解を図るとともに、家庭・地域の理解と協力を得ながら指導を行います。 ・学校において性に関する指導を実施する場合、各学校の実情に応じて地域の関係機関や専門家等の協力を得るなど、外部講師を活用したより効果的な指導を行います。 ・集団指導では十分でない点については、個別指導において補充・深化・個別化を図るとともに、性に関する悩みを持つ児童生徒や性の問題行動等が見受けられた児童生徒、性的な被害を受けた児童生徒に対して、スクールカウンセラー等と連携を図りながら対応します。 ・子どもや若者に向けて、子どもの権利や自分の身を守る方法について教育や啓発を行います。 ・保健師等が思春期や性の問題について、地域での研修を行います。 ・性や思春期に関する相談窓口や研修のための医師や助産師等の講師のリストを作成し、子どもや若者に向けた周知や研修を行うために必要な情報を提供します。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 ・思春期マップの作成 <p>【事例2提言①、②関連】</p>